

3 定 款 例

定款は、法人の根本を定めるルールとして、法人の活動が適正かつ効率的に運営できるように作成する必要があります。この定款例は、法人の最高意志決定機関である総会を重視した運営を基本に記載していますが、団体の規模、会員の所在、目的などによって、定款に定める内容は変わってきます。作成にあたっては、法人内部で十分検討してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道〔 〕市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を北海道〔 〕市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〔 ① 〕に対して、〔 ② 〕に関する事業を行い、〔 ③ 〕に寄与することを目的とする。

<目的記載上の留意点>

- (1) 本条から、不特定かつ多数のものの利益の増進を目的としているか判断するため、内容を十分検討すること。
- (2) 設立趣旨書等を参考に、簡潔に記載すること。
(難解な専門用語、ローマ字等を使用した略語については登記できないおそれがあるので法務局に事前に確認が必要)
- (3) 認証申請にあたっては、ここに記載した目的を申請書にそのまま(簡略化等加工しないで)転記すること。

【凡例】

- ① 解説・備考欄における「法」とは、特定非営利活動促進法を指す。
- ② 「**必須事項**」とは、法において定款で定めることを義務づけられている事項を指す(法第11条第1項各号、11頁・48頁参照)。

< 解 説 ・ 備 考 >

【第1条関係】

- (注1) **必須事項**(法第11条第1項第2号)
- (注2) ローマ字・アラビア数字などについても使用可能。ただし、登記事項であることから符号を用いる場合は法務局に事前に確認することが望ましい。

【第2条関係】

- (注1) **必須事項**(法第11条第1項第4号)
- (注2) 事務所所在地は最小行政区画(市町村)までの表示で足りる。ただし、認証申請書や登記には地番まで必要であり、定款上地番まで記載する法人もある。
- (注3) 主たる事務所と従たる事務所を明確に区分し、設置する事務所をすべて記載する。従たる事務所を設けない場合は第2項の記載を要しない。

【第3条関係】

- (注1) **必須事項**(法第11条第1項第1号)
- (注2) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、以下のことを明確に伝えるように記載する。
- ① 受益対象者の範囲
 - ② 主要な事業
 - ③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) ○○○○○活動
- (2) ○○○○○活動
-

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) △△△△△事業
- (2) △△△△△事業
-

<記載上の留意点>

目的との関係をわかりやすく、何をやるのかおおよそわかる表現で（目的に記載した内容より詳しく。具体的な内容は事業計画書で説明。）記載する。

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業
- (2) 会員相互の交流を図る事業
-

<記載上の留意点>

どのような事業で収益を得ようとするのかがわかるよう、ある程度具体的に記載する。

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〔 〕種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体
(※ 賛助会員を設けない場合は記載を要しない)
- (3) ○○会員
-

【第4条関係】

- (注1) **必須事項**(法第11条第1項第3号)
- (注2) 法の別表(68頁参照)に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して転記する(複数の種類の選択も可能)。

【第5条関係】

- (注1) **必須事項**(法第11条第1項第3号)
- (注2) 法人が行う具体的な事業の内容を記載する。「特定非営利活動に係る事業」のほかに「その他の事業」を行う場合は、内容は明確に区分しなければならない。

- (注3) **必須事項**(法第11条第1項第11号)

※ その他の事業を行わない場合は、記載を要しない。

- (注4) 「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業以外の事業のこと。具体的には、特定非営利活動に係る事業と関係のない物品の販売事業や、会員間の相互扶助のための福利厚生、共済等の事業(法第5条第1項)

- (注5) 法第5条第1項からその他の事業で利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業に使用する必要がある。

※ その他の事業を行わない場合は、記載を要しない。

【第3章関係】

- (注1) 社員の資格の得喪に関する事項は**必須事項**(法第11条第1項第5号)社員資格の取得条件のほか、入会・退会・除名の手続き、入会金・会費についても明示することが法人の運営上望ましい。

【第6条関係】

- (注1) ここでいう「社員」とは「団体の構成員」を指し、NPO法人では総会において議決権を有する者が該当する(会社員などのことではない)。なお、呼称については、「正会員」に限定されないが、どのような呼称のものが社員にあたるか明示することが必要。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〔 〕年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(注2) 賛助会員等、正会員以外の会員について定める場合には、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。

【第7条関係】

- (注1) **必須事項**(法第11条第1項第5号)
- (注2) 社員(定款記載例第6条では「正会員」と表記)の資格取得については、不当な条件を付してはならない(法第2条第2項第1号イ)とされ、資格取得に条件を設ける時は、目的などに照らして合理的かつ客観的な条件であることが必要。
- (注3) 第6条において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載することができる。ただし、正会員以外の会員についても同じ旨を定める場合は、「会員」と記載する。以下、第11条まで同じ。

【第8条関係】

- (注1) 入会金及び会費を設けない場合は、記載を要しない。
- (注2) 会費について、理事会で定める、規則で別に定めるなどと規定することも可能。

【第9条関係】

- (注1) 会費の滞納を資格喪失の条件とする場合(第3号)は、滞納期間が1年以上の場合は、「継続して」という記載を要しない。
- (注2) 除名を資格喪失の条件とする場合(第4号)は、除名に関する規定を置く(定款例第11条参照)。

【第10条関係】

- (注1) 退会が、任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する(法第2条第2項第1号イ)。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上〔 〕人以下(又は、理事〔 〕人以上)
- (2) 監事 1人以上〔 〕人以下(又は、監事〔 〕人以上)

2 理事のうち、1人を理事長、〔 〕人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に

【第4章関係事項】

(注1) 役員に関する事項は**必須事項**(法第11条第1項第6号)

役員任期のほか、種別、選任、職務、解任、報酬等についても明示することが法人の運営上望ましい。

【第12条関係】

(注1) 法第15条から、理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上。
定款で定める役員定数は、記載例のとおり上限と下限を設ける規定も可能。

(注2) 職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することも可能(会長など)。

【第13条関係】

(注1) 総会以外で役員を選出することも可能(第1項)。ただし、その場合は第15条における役員任期の伸長規定を設けることはできない(法第24条第2項)。

(注2) 法第21条から、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる(第3項)。

(注3) 法第19条から監事は理事や法人職員を兼ねることができない(第4項)。

(注4) 役員欠格事由(法第20条)については、13頁を参照。

【第14条関係】

(注1) 理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること(法第16条)(第1項)。

(注2) 理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

(注3) 副理事長が1名の場合は、第3項中「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

(注4) 第5項における監事の職務については、法第18条に規定されている。

(注5) 監事は対外的な代表権や業務執行

関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、〔 〕年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

権を有しない。

【第15条関係】

(注1) 第1項は**必須事項**(法第24条第1項から、役員任期は2年以内において定款で定める期間とされている)

(注2) 第2項の伸長規定は、定款例第13条(選任等)において、役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法第24条の規定に基づき置くことができる。

(注3) 役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うこととされている(第4項)。

しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。

なお、第4項の規定のみを根拠に、2年を超えて役員任期を延長することはできないとされている。

【第16条関係】

(注1) 法第22条参照。

【第18条関係】

(注1) 法第2条第2項第1号ロから、総数の1/3までの役員しか報酬を受けることができない(第1項)。

(注2) 職務を行う上で必要な交通費などの実費は報酬にあたらぬ。

【第19条関係】

(注1) 職員を置かない場合は記載を要しない。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年〔 〕回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の〔 〕分の〔 〕以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〔 〕日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〔 〕日前までに通知しなければならない。

【第5章関係】

(注1) 会議に関する事項は**必須事項**(法第11条第1項第7号)

総会の招集方法のほか、種別及び構成、権能、開催、議長、定足数、議決、表決権、議事録など一般的なルールについては定款に記載し明示することが法人運営上望ましい。

【第20条関係】

(注1) 社員総会は必ず置く（法第14条の2及び法第14条の3）。

【第22条関係】

(注1) 法第14条の5から、定款で理事会等に委任したもの以外はすべて総会の議決事項とされる。

なお、法で定められている総会議決事項は、定款の変更（法第25条）、解散（法第31条）及び合併（法第34条）であるが、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算についても総会議決とすることが望ましい。

また、理事の選任を理事会の議決事項とする場合は、任期延長規定が適用されないので留意が必要。

(注2) 入会金及び会費を設けない場合は(7)の記載は要しない。

(注3) 事務局を設けない場合は、(10)の記載は要しない。

【第23条関係】

(注1) 法第14条の2から、少なくとも年1回以上は通常総会を開かなければならない（第1項）。

(注2) 法第14条の3の規定による（第2項第1号）。

(注3) 法第14条の3の規定により、総社員数の1/5以上の請求を必要とする（第2項第2号）。ただし、この定数は定款をもって増減することが可能。

【第24条関係】

(注1) **必須事項**(法第11条第1項第7号)

(注2) 法第14条の4の規定により、総会の招集は定款で定めた方法により、少なくとも開催日の5日前までに行わなければならない。

招集行為をした翌日から起算して、会議の開催日までの間に5日の期間が必要であり、この期間を短くすることはできない(第3項)。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の〔 〕分の〔 〕以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(注3) 招集方法について、定款で定めれば、電子メールで通知を行うことも可能。

ただし、総会の通知は必ず全員に行う必要があり、全員が電子メールを確実に受信できる環境にあるとは限らないことから、通知方法を電子メールに限定することは不適當であるため、定款上は「書面又は電子メールをもって」と定める必要がある。

【第25条関係】

(注1) 議長については、「出席した理事の中から理事長が指名する」「理事長が務める」等と規定することも可能。

【第26条関係】

(注1) 定足数は、法人の規模、運営方針や会員の所在などに応じて設定する。

(参) 法第25条においては、定款変更の際の定足数について、定款に特別の定めがない限り、社員総数の1/2以上としている。

【第27条関係】

(注1) 法第14条の6の規定から総会における議決事項はあらかじめ通知した事項に限られる。

ただし、定款で別に定めた場合に限り、通知されていない事項を決議することができる(第1項)。

例：「～ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の〔 〕分の〔 〕以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。」総会に出席し表決に加わることは社員の固有の権利であり、この趣旨から、あらかじめ通知していない事項に関する総会での議決はある程度限定する必要がある。

【第28条関係】

(注1) 法第14条の7の規定による(第1項及び第2項)。社員でない理事や会員(賛助会員等)の出席・発言は可能だが、議決権は有さない。

(注2) 法第14条の8の規定による(第4項)。

ある社員が、ある議決事項について純個人的な立場での利害関係を有

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決

する場合(法人と当該社員が経営する会社との売買契約締結に関する議決など)は、その社員には公正な議決権行使が期待できないことが多いことから、決議の公正さを保つため議決権行使に制限を設けている。

なお、役員の選出・解任の議決については、対象となる社員の関係は純個人的な関係ではなく、社団の構成員たる社員の立場としての利害関係を有するとして、議決権を有するものと解されている。

(注1) 法第14条の9の規定による(第3項)社員総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができる。

【第6章関係】

(注1) 法律上、理事会を設置する必要はないが、法第17条の規定では、法人の業務は定款に特別の定めがない限り理事の過半数をもって決するとされており、適正かつ効率的な法人運営を考える上で、理事会は重要な役割を担う。

理事会で担う事務の範囲を明確に規定するほか、構成、開催、議長、定足数、議決、表決権、議事録など一般的なルールについては定款に記載し明示することが法人運営上望ましい。

【第31条関係】

する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〔 〕分の〔 〕以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〔 〕日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〔 〕日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

(注1) 理事会の権能については、総会の権能との整合性を図ること（定款例第23条参照）。

【第32条関係】

(参) 総会の場合は、法第14条の3の規定により、総社員の1/5以上の請求を必要とする。

【第33条関係】

(参) 総会の招集の場合は法第14条の4の規定により、定款で定めた方法により、少なくとも開催日の5日前までに行わなければならない（第3項）。

【第35条関係】

(注1) 法第17条の規定から、法人の業務は定款に特別の定めがない限り、理事の過半数をもって決する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

【第7章関係】

(注1) 資産に関する事項、会計に関する事項については、**必須事項**（法第11条第1項第8号及び第9号）。

法人の資産・会計について、どのようなルールで管理し使用するかについて定めると共に、事業計画・収支予算の決定方法等について定める。

【第38条関係】

(注1) 法第14条から、設立の時及び毎年はじめの3月以内に財産目録を作ることとされている（設立認証申請書には添付を要しないが、設立登記の際には提出を求められる）。

(注2) 入会金及び会費を設けない場合は、(2)の記載を要しない。

【第39条関係】

(注1) 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

【第41条関係】

(注1) 法第27条各号に掲げる原則とは次のとおり

- ① 正規の簿記の原則
- ② 真実性、明瞭性の原則
- ③ 継続性の原則

【第42条関係】

(注1) 法第5条第2項参照。

(注2) 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

【第43条関係】

(注1) 事業計画・活動予算を総会の議決事項とした場合の記載例。

【第46条関係】

(注1) 事業報告・活動決算を総会の議決事項とした場合の記載例。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年〔 〕月〔 〕日に始まり翌年〔 〕月〔 〕日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〔 〕分の〔 〕以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の〔 〕分の〔 〕以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(注) 営利を目的としてはならないことから、構成員に分配してはならない(第2項)。

【第47条関係】

(注1) **必須事項**(法第11条第1項第10号)

【第48条関係】

(注1) 総会の議決事項に留意(定款例第23条及び注を参照)。

【第8章関係】

(注1) 定款の変更、解散に関する事項は、**必須事項**(法第11条第1項第12号及び第13号)

【第49条関係】

- (注1) 法第25条第1項から定款変更については社員総会で行う必要がある。
- (注2) 法第25条第2項から、定款に特別の定めのない限り、社員総数の1/2以上が出席し、その出席した社員の3/4以上の議決が必要。
- (注3) 法第25条第3項に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)(第2条参照)、役員の定数に関する事項(第12条参照)、資産に関する事項(第7章参照)、会計に関する事項(第7章参照)、事業年度(第48条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項(第8章参照)、公告の方法(第9章参照)をいう。

【第50条関係】

- (注1) 解散事由と法の関係は次のとおり。
第1号…法第31条第1項第1号
第2号…法第31条第1項第3号
第3号…法第31条第1項第4号
第4号…法第31条第1項第5号
第5号…法第31条第1項第6号
第6号…法第31条第1項第7号
第7号以下…法第31条第1項第2号
(定款で定めた解散事由の発生)
- (注2) 法第31条の2の規定から、解散の際には、定款に特別の定めがない限り社員総数の3/4以上の承諾が必要となる(第2項)。
- (注3) 法第31条第2項を参照(第3項)。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたもの（又は〔 〕）に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〔 〕分の〔 〕以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

【第51条関係】

(注1) 〔 〕内に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、法第11条第3項の規定から、

- ・他の特定非営利活動法人
- ・国又は地方公共団体
- ・公益社団法人又は公益財団法人
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人

の中から選定されなければならない。

(注2) 法第32条第1項から、定款上帰属先が客観的に確定できることが必要となるため、具体的な法人の名称を記載するか、譲渡先を選定する手続きを明示する必要がある。

(注3) 非営利法人であることから、残余財産についても法人の構成員で分配することはできない。

(注4) 帰属先を定めない場合又は、帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなる。

【第52条関係】

(注1) 法第34条から、定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の3/4以上の議決が必要。

【第53条関係】

(注1) **必須事項**（法第11条第1項第14号）

(注2) 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について、広く一般の人に知らせることであり、官報・新聞・インターネットホームページ等を活用することが考えられる。

(注3) 法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
① 官報	官報
② 日刊新聞紙	北海道において発行する〇〇新聞

③ 電子公告	<ul style="list-style-type: none"> ・この法人のホームページ ・内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）
④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）

- (注4) 第三者の権利を侵害するおそれのある事項として法上定められた事項は以下のとおり
- ・合併の認証（法第35条第2項）
 - ・債権の申出（法第31条の10）
 - ・清算法人の破産（法第31条の12）
- なお、債権の申出及び清算法人の破産に係る公告は、法上、官報への掲載が義務づけられている。
- (注5) 公告を行う掲示板は、広く一般に告知するという趣旨から、事務所の外側など一般の人が自由に閲覧できる場所に設置する必要がある。

【第54条関係】

- (注1) 定款内で理事長などが別に定めることとしているもの（入会申込書、退会届等）や、会計規定・職員給与規定などについて必要に応じて定める。

【附則関係】

- (注1) 附則は、定款本則に対する補足的な内容を定めるもので、施行日のほか、設立当初の定款においては、設立時の経過的な措置について規定。
設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。
- (注2) その後は、定款を変更するごとに施行日及び経過的措置について新たに附則を設けることとなる。

【附則第1項関係】

- (注1) 法第13条第1項から、「成立の日」とは、主たる事務所の所在地において設立の登記をした日を指す。

【附則第2項関係】

- (注1) **必須事項**（法第11条第2項「設立当初の役員は、定款で定めなければならない」）。
- (注2) ここで定めるのは役員の氏名のみで住所は要しない。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理 事	○ ○ ○ ○
理 事	○ ○ ○ ○
監 事	○ ○ ○ ○

＜設立当初の役員についての留意事項＞

附則に直接役員名を記載せず、「別紙のとおり」とする旨記載した場合は、別紙までが定款となる。

このため、

- ① 認証申請の場合、定款の別紙としての役員名簿（理事・監事の別、氏名を記載）と、申請書添付書類としての役員名簿（理事・監事の別、氏名、住所、報酬の有無を記載）の2種が必要となる。

認証申請時等に提出する定款は、別紙までを含めて提出する。

- ② 登記などにおいても、別紙までが定款を構成することから、必ず別紙を定款に含めて手続きすること。

なお法第11条第2項から、この別紙は「設立当初の役員」名簿であり、役員が改選された場合でも設立当初のものを添付する必要がある。

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〔 〕年〔 〕月〔 〕日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から〔 〕年〔 〕月〔 〕日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 〇〇〇円 年会費 〇〇〇円

(2) 賛助会員

入会金 〇〇〇円 年会費 〇〇〇円

また、ここに直接氏名を記載せずに「別紙のとおりとする」と記載した場合は、当該別紙までが定款を構成することとなる。

- (注3) 附則で設立当初の役員を定めているのは、設立当初の運営に支障を来さないためであるので、役員変更の都度、定款附則を変更するものではない。

【附則第3項関係】

- (注1) 役員を決定するにあたって、定款例第15条第2項の任期伸長規定を設けない場合や役員を理事会で選任する法人にあつては、総会等の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度末日の2～3ヶ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（役員任期の満了前に新役員を決定する総会を開く必要があるため）

【附則第6項関係】

- (注1) 正会員以外の会員について、入会金、会費を定める場合は、正会員と区別して記載する。
(注2) 議事録と一致する。